○定款変更認可申請　添付書類チェックリスト（2部提出）

※1～3までは内容にかかわらず必須。4以下は内容に応じて添付すること

（その他、場合に応じて追加で説明資料を求める場合があります）

法人名

項目			確認	備考
定款変更認可申請書 （第25号様式） ※原本を2部提出		変更内容		
		変更理由		
1	条文新旧対照表			
2	**定款**変更に関する手続を経たことを証する書類 （社員総会等、医療法及び定款に沿った手続の行われていること。） **※議事録において"定款変更"の承認を経たことを確認します。**			社員総会議事録の写し（原本証明したものを2部提出）、法人によっては理事会議事録、評議会議事録も必要
3	現行の定款			変更前の現行のもの
4	病院、診療所又は介護老人保健施設、介護医療院の追加の場合	診療科目		・参考様式HPに掲載あり
		従業員の定員		・参考様式HPに掲載あり
		敷地及び建物の構造概要		・参考様式HPに掲載あり
		管理者となるべき者の氏名		・参考様式HPに掲載あり
		管理者の医師免許証等の写し		
		その他追加される病院等の概要を説明する資料		・位置図、平面図
		2年間の事業計画及びこれに伴う予算書		・参考様式HPに掲載あり ・初年度が6ヶ月に満たない場合は3年分作成
		不動産について、①法人所有の場合は物件の登記事項全部証明書（所有者確認）②賃借する場合は、契約書の写し及び貸借物件の登記事項全部証明書③市町村発行の住居表示変更証明書（登記の地番と住居表示が異なる場合）		登記簿は1部原本、1部はコピーで可。 また、法人関係者等からの賃借契約については★参照
	上記施設の廃止の場合	廃止決定に係る社員総会議事録、廃止届（もしくは申請書類案）		

項目			確認	備考
5	附帯業務の追加の場合 厚労省通知「医療法人の附帯業務について」で認められたどの事業・サービスに該当するか、通知の該当事業・サービスにマーカーして添付してください。	業務に係る施設の職員 （職員名簿等）		
		敷地及び建物の構造設備の概要		参考様式HPに掲載あり
		運営方法 （運営要綱、運営規程等）		
		2年間の事業計画及びこれに伴う予算書		・参考様式HPに掲載あり ・初年度が6ヶ月に満たない場合は3年分作成
		国・県・市町村等からの委託事業の場合は、委託契約書（案でも可）		
		不動産について、①法人所有の場合は物件の登記事項全部証明書（所有者確認）②賃借する場合は、契約書の写し及び貸借物件の登記事項全部証明書③市町村発行の住居表示変更証明書（登記の地番と住居表示が異なる場合）		登記簿は1部原本、1部はコピーで可。 また、法人関係者等からの賃借契約については★参照
	附帯業務廃止の場合	廃止決定に係る社員総会議事録、廃止届 （もしくは申請書類案）		
6	収益業務の追加の場合（社会医療法人）	収益業務の概要及び方法 （「4　附帯業務」を参照）		
7	医療機関もしくは附帯業務事業所の移転の場合	移転先の不動産について、①法人所有の場合は物件の登記事項全部証明書（所有者確認）②賃借する場合は、契約書の写し及び貸借物件の登記事項全部証明書③市町村発行の住居表示変更証明書（登記の地番と住居表示が異なる場合）		登記簿は1部原本、1部はコピーで可。 また、法人関係者等からの賃借契約については★参照
		許認可申請書、変更届等		
		※所管行政庁の許認可等のため、移転前に定款変更認可を受ける必要がある場合は、4もしくは5のやり方のとおり、まずは新住所の医療機関（事業所を）追加し、移転後に旧住所のものを削除するものとする		
8	厚労省の認定医療法人に係る定款変更の場合	厚労省からの移行計画認定通知書の写し		
9	持分なし医療法人へ移行する場合	出資者の持分放棄同意書、持分放棄にかかる社員総会議事録		
10	区画整理や住居番号設定等による住所変更の場合	住所変更証明書や住居番号通知書等の写し		
11	新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合	基金募集通知もしくは募集要項等及び基金引受申込書の写し（不動産の拠出を受けるときには、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類を追加）		持分なし法人の場合は、案を添付
12	モデル定款に準拠する場合	変更後の定款案		

★役員やその家族等から賃借する場合は、近隣地域の類似物件の坪（㎡）単価と比較して、賃料が著しく高額でない旨の説明資料を添付（様式は任意、物件価格はｲﾝﾀｰﾈｯﾄ等参照で可能）